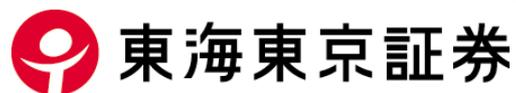


相続の基礎  
～ 「相続」を学ぼう!! ～

生命保険で  
いざという時の資金準備



資料作成：東海東京ウェルス・コンサルティング(株)

# 1. 生命保険を活用した納税資金対策①



相続の際に、  
急に資金が必要になったときの  
準備をしておきたい

生命保険金は  
受取人のみの手続きで  
受取ることができます！



遺言がない場合（遺産分割協議）の一般的な**預貯金**の相続手続き

- 遺産分割協議書または金融機関所定の書類  
(相続人全員の署名、押印:実印)
- 被相続人の除籍謄本(死亡が記載された住民票可)
- 相続人全員が確認できる戸籍謄本  
(被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍等)
- 相続人全員の印鑑証明書  
(発行から6ヶ月以内のもの)

相続人全員の合意と  
相続人全員の手続きが終わるまで  
引き出すことはできません

※金融機関により手続きが異なる場合がありますので、詳細はお取引金融機関へご確認ください。

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。  
当資料は平成29年12月時点の制度をもとに作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。  
具体的なご相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

## 2. 生命保険を活用した納税資金対策①



### 生命保険金の受取りに関する手続き

(被保険者が死亡し、死亡保険金の受取人が指定されている場合)

- 保険証書
- 死亡診断書
- 被相続人の除籍謄本
- 受取人の戸籍謄本
- 受取人の印鑑証明書

受取人の手続きで

数日の間に受取ることができます

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。  
当資料は平成29年12月時点の制度をもとに作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。  
具体的なご相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

# 3.申告期限と納税方法

遺産分割がまとまらない、納税資金（金融資産）が足りない等に注意が必要です！

## ① 申告の手続き

申告が必要な場合

- 納税する相続税がある場合
- 特例の適用を受ける場合  
(小規模宅地等の評価減、配偶者の税額軽減 等)

申告手続き

- 申告書の提出先 被相続人の死亡時における  
住所地の税務署
- 申告期限 **相続開始から10ヶ月以内**

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。  
当資料は平成29年12月時点の制度をもとに作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。  
具体的なご相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

# 4.申告期限と納税方法

遺産分割がまとまらない、納税資金（金融資産）が足りない等に注意が必要です！

## ② 納税方法

- ◆ 納付期限 **相続開始から10ヶ月以内（申告期限）**
- ◆ 納税方法 原則 **現金での一括納付**、延納、物納

### ◆相続税の申告を申告期限までにしないと・・・

- 小規模宅地等の評価減の特例を受けられない。
- 配偶者の税額軽減を受けられない。
- 延納・物納ができない。
- 税額の加算がある。（延滞税、無申告加算税など）



当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。  
当資料は平成29年12月時点の制度をもとに作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。  
具体的なご相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

## 5. 生命保険を活用した納税資金対策②



相続税額の納税が心配…納税資金分を準備しておきたい

ご本人を被保険者とし、納税負担者を受取人とする生命保険に加入



### 相続税課税型



契約者 : 親



被保険者 : 親

相続発生

受取人 : 子



死亡保険金  
課税:相続税

(500万円×法定相続人の数まで  
生命保険金の非課税枠あり)

### 所得税課税型

贈与



契約者 : 子



被保険者 : 親

相続発生

受取人 : 子



死亡保険金  
課税:所得税(一時所得)  
課税対象=  
(保険差益-50万円)×1/2

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。  
当資料は平成29年12月時点の制度をもとに作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。  
具体的なご相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

### 【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

### 【 金融商品取引法に基づく留意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券（株）が許諾を受けて提供いたしております。金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

### 【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会